

広島法務局 人権相談所

【所在地】

〒730-8536 中区上八丁堀6-30 合同庁舎3号館4階

広島法務局 人権擁護部（人権相談に関すること）

みんなの人権 110番 電話 0570-003-110

※ 最寄の法務局につながります。

子どもの人権 110番 電話 0120-007-110

女性の人権ホットライン 電話 0570-070-810

※ IP電話からは接続できない場合があります。その場合は、電話 082-228-5792 におかけください。

【人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ】

<http://www.moj.go.jp/jinkennet/>

【相談日時】

月～金曜日（祝・休日は休み）午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

- 近隣との争いごと
- 子どもや高齢者の虐待
- いじめや体罰
- 押しつけや嫌がらせ
- 結婚や就職時の不当な差別
- 国籍による差別
- 部落差別
- 結婚・離婚の強要、妨害
- 名誉、信用を傷つけられたとき
- セクシュアルハラスメント
- インターネットを悪用した人権侵害
- その他人権を侵害されたときなどについて相談を受けています。

【相談料】

無料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

